

8 高松市立太田小学校いじめ防止基本方針

高松市立太田小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月策定

令和 4 年 4 月改定

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。しかし、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得ることから、本校においては、ここに定める基本方針に従って、いじめへの対応を組織的に取り組む。

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）によるものとし、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」とする。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行うものである。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

なお、学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえて、学校におけるいじめの防止等のための取り組みの改善を図る。その際、保護者、地域住民、関係機関等の意見を聞くなど、具体的ないじめ防止等の対策に係る連携に努める。

いじめ防止のための基本方針として、以下の 5 つのポイントをあげる。

(1) いじめの未然防止

児童が安心して学校生活を送れるような授業づくりや集団づくり、学校づくりに努める。全校児童がいじめを自分たちの問題として考えられるように指導し、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

また、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

(2) いじめの早期発見

日頃から児童との信頼関係の構築や児童が示す変化を見逃さないように努めるとともに、教員相互

の情報交換により、気になる個々の言動等の情報を全体で共有する。また、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑いを持ち、児童が示す変化を見逃さないようにし、積極的にいじめを認知するよう努める。

(3) いじめへの（早期）対応

いじめを認知した場合には、特定の職員で抱え込まず組織的に対応する。被害児童の安全を保証するとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て対応する。

(4) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、ただちに管理職に連絡するとともに、すみやかに市教育委員会に報告し、その事態に対処するとともに、再発防止に努める。

(5) 教職員の指導力の向上

すべての教職員のいじめへの対応に係る指導力向上を図るため、校内研修を行う。

2 いじめ防止等のための組織

(1) 学校内の組織

① いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、SC 等によるいじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて協議を行う。

② 生徒指導委員会

全教員で月 1 回、各学年での生徒指導上の諸問題や気になる児童について共通理解を図ったり、共通行動を取るべき事柄について協議したりする。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに、管理職に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり問題に対処する。緊急生徒指導委員会参加メンバーは以下の通りである。

校長 教頭 生徒指導主事 担任 PTA 会長 生活指導部長 高松南警察署
主任児童委員（1 人） 校区連合自治会会長 青少年健全育成連絡協議会会長
太田コミュニティセンター長

3 本校におけるいじめ防止等のための取り組み

「思いあい高めあおう」の学校スローガンのもと、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てることで、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童が持つように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをするこ

や知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを明確に指導する。

(1) いじめの未然防止

① 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の内容を明確にし、見通しを持って学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

ア 好ましい人間関係を基盤とした温かい学級づくりを構築する。

イ 児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習の工夫を行う。

ウ ハッピー活動での異学年交流を充実させる。

エ 児童の自発的な活動としての委員会活動、クラブ活動を充実させる。

③ 道徳の日

毎月1回、自己肯定感を育てる日として道徳の日を位置づけ、道徳ノート等を活用して教員と児童、保護者の心と心の連携を図る。

④ インターネット等に関する指導・啓発

インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、児童に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行う。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくように努める。

② 言動がおかしいと感じた児童がいる場合には、学年団や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

③ 様子に変化が見られる場合には教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合には、「ほほえみ相談室」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

④ 「学校生活に関するアンケート」を定期的に行い、児童の悩みや人間関係を早期に把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。

⑤ ④と同様に「Q・U」アンケートにより、児童の実態把握に努める。

(3) いじめに対する（早期）対応

① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめられている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

③ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りな

がら、指導を行う。

- ⑥ いじめ問題が起きたときには保護者との連携を普段以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。決して学校内だけで問題解決をするようなことはせず、保護者との連携を重視する。
- ⑦ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口を利用する。
- ⑧ いじめにより、生命、心身又は財産に被害が生じた場合やいじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難で、いじめが犯罪行為として取り扱ふべきもの認めるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、「①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。）」、「②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察するよう努める。

4 重大事態への対処

(1) 報告

いじめにより、生命・心身又は財産に重大な事態が生じた疑いがある場合やいじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている重大事態を認知したときは、速やかに市教育委員会への報告を行う。

(2) 調査

重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合は、「いじめ防止対策委員会」を開催し、アンケートなどの方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査を行ったときは、いじめを受けた児童及び保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

5 教職員の指導力の向上

いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点について、職員会で周知を図り、普段から教職員の共通理解を図る。また、校内研修を行い、いじめへの対応に係る教職員の指導力向上を図る。

6 その他

この基本方針は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。